

海陽町一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書

海陽町一般廃棄物の収集運搬受託者が行う業務内容及びその範囲については、この仕様書による。

1 趣旨

本仕様書は、海陽町一般廃棄物の収集運搬受託者が行う業務の内容及び実施方法等について受託者及び受託者の雇用者等が、適正にかつ円滑に業務を履行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 収集運搬に関する基本的な考え方

受託者及び受託者の雇用者等は、海陽町一般廃棄物の収集運搬を実施するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

(1) 収集運搬の目的

海陽町一般廃棄物収集運搬は、本町における一般廃棄物を適正に処理し、並びに生活環境を清潔にすることにより快適な生活環境保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(2) 適用範囲

ア この仕様書は、一般廃棄物の収集運搬業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。

イ この仕様書に定めのない事項については、契約図書によるものとする。

ウ 契約図書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

(3) 受託者の義務

受託者は、契約の履行にあたって次の事項に留意のうえ業務委託を行わなければならない。

ア 委託業務の実施にあたり、関係法令及び海陽町の条例、規則の規定に基づき誠実に行わなければならない。

イ 委託業務の実施にあたり、(1)の委託の目的を十分理解した上で収集運搬に努めること。

ウ 委託業務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。

(4) 委託業務

ア 収集運搬体制

- 1) 受託者は、1年以上のごみ収集運搬経験を有する者とする。また、収集体制に必要な人員の雇用については、一般廃棄物収集運搬業務を遂行する上で、住民サービスの低下にならないよう常時適切に配置し、半数以上は経験者とする。

- 2) 受託者は、本件業務に従事する者をあらかじめ住民環境課に届け出ること。また、変更等ある場合も速やかに届け出ること。
- 3) 受託者は、ごみ収集車等を維持管理し保守点検に努めなければならない。

イ 委託内容

- (1) 可燃ごみ収集運搬に関する業務
各地区とも毎週月・水・金曜日に収集
- (2) 不燃ごみ収集運搬に関する業務
各地区とも毎週木曜日に収集。
- (3) 粗大ごみ収集運搬に関する業務
各地区とも毎週木曜日に収集。
- (4) 資源ごみ収集運搬に関する業務
海南地区は毎月第1・3火曜日に収集。海部・穴喰地区は毎月第2・4火曜日に収集。
※詳細な日程は、町が作成しているゴミ収集カレンダーのとおりとする。
- (5) 家電リサイクル及び美化センターへの搬入禁止対象の廃棄物の運搬に関する業務
- (6) 不法投棄等のパトロール業務
- (7) 環境美化等の啓発活動にかかる業務
- (8) その他一般廃棄物収集運搬に関し、町長が必要と認める業務

3 予算額

令和8年7月1日から令和9年3月31日までの予算額は、以下のとおりとする。

委託料 37,651,900円 (消費税込み) 以内
うち、車両維持管理費は
 5,521,240円 (消費税込み)

※車両維持管理費については、精算し増減があれば変更契約をするものとする。

4 委託業務の期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、予算が成立し、町長が受託者の業務が適正に追考できていると判断した場合は、契約日の属する年度の翌年度、翌々年度、翌々翌年度の6月末までの延長ができるものとする。

5 委託業務の日時

海陽町一般廃棄物処理基本計画のとおりとし、原則として午前8時から収集運搬を行うこと。

6 収集方法

- (1) ごみの収集方法はステーション方式とする。ただし、地区によっては戸口方式とする。
- (2) 収集運搬にあたっては、ごみが飛散、散乱等しないよう適正に収集運搬をし、町民との間にトラブルを招くような行為をしないこと。
- (3) 収集運搬業務においては、運転手1名及び作業員1名以上の乗務を原則とするが、状況によっては、運転手1名となる場合も認めることとする。ただし、その場合の収集業務は、収集車2台以上かつ2名以上で行動すること。
- (4) ごみ収集後、ごみステーション及び戸口の清掃保持に努めること。
- (5) 危険物、有害物等のごみが出されている場合は、海陽町に報告すること。

7 搬送先

- (1) 受託者が収集したごみは、牟岐町の衛生処理事務組合ごみ処理場に搬入すること。
- (2) 処理場内においては、処理場職員の指示に従うこと。

8 受託者の雇用者責任

受託者は、業務委託の履行に当っては、次に掲げる事項及び関係法令を遵守すること。

- (1) 受託者の雇用者等の業務委託の行為について全ての責任を負うこと。
- (2) 受託者の雇用者等に対して業務委託の履行に必要な指導及び教育を行うこと
- (3) 受託者の雇用者等に対してこの仕様書を熟知させること。
- (4) 受託者の雇用者等の服務、言動及び車両運行に十分注意すると共に、業務委託について町民の信頼と協力を得る努力をすること。
- (5) 業務委託に関わって事故等（収集車火災を含む）が発生したときは、遅滞なく報告すること。
- (6) 受託者又は受託者の雇用者等が交通事故等により第三者に損害を与えたときは、直ちに海陽町に報告をし、受託者の責任において誠意を持って解決にあたるものとする。また、その結果示談結果等を海陽町に遅滞なく報告すること。

9 法令等の遵守

受託者及び受託者の雇用者等は、「海陽町一般廃棄物収集運搬」の業務の実施に当っては、本仕様書の他、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び施行令

- (2) 海陽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び施行規則
- (3) その他の法令等

10 業務報告

受託者は、委託業務実施状況を記載した業務日誌を作成し、海陽町が指定する期間これを保管する。

ただし、海陽町が求めたときは、これを提出するものとする。

11 委託業務に係る研修、

- (1) 業務委託に従事する受託者及び受託者の雇用者は、毎年度業務委託契約締結後速やかに海陽町が指示する研修を受けること。
- (2) 万が一、業務中に事故が発生し、当該運転手に過失が認められる際には、受託者は県内自動車学校等にて安全運転研修を当該運転手に受講させなければならない。
- (3) 1項及び2項の研修に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

12 委託業務の引継ぎ協力

委託業務について、受託者は業務の引継ぎに協力すること。ただし、引き続いて業務委託を行う場合は、この限りでない。

13 業務を実施するにあたっての注意事項

- (1) 受託者は、海陽町の委託を受けていることを念頭において、公平な収集運搬業務を行うこととし、特定の者に有利あるいは不利な業務をしないこと。
- (2) 受託者は、受託者の雇用者等を含め、道路交通法を遵守すること。
- (3) 受託者は、受託者の雇用者等を含め、傷害保険に加入すること。
- (4) 受託者は、受託者の雇用者等を含め、町長に町有車両運転許可を受けること。
- (5) 受託者及び受託者の雇用者は、業務委託の履行に関して、いかなる名目においても、第三者に対して金品を要求し、又は第三者から金品を受け取ってはならない。
- (6) 収集漏れ、積み残し等の迅速な対応を図ること。
- (7) その他、仕様書に記載のない事項については、海陽町と協議を行うこと。

14 災害時における対策

災害時において、災害ごみ等の収集運搬をする場合は、別途協議するものとする。

15 協議

受託者は、この仕様書に規定するもののほか、業務委託の内容について、疑義が生じた場合は、海陽町と協議し決定する。